

○弘前市議会の定例会の回数に関する条例

平成18年2月27日
弘前市条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき、弘前市議会の定例会の回数を定めることを目的とする。

(回数)

第2条 弘前市議会の定例会の回数は、毎年4回とする。

附 則

この条例は、平成18年2月27日から施行する。